

青森県報

号外第六十六号

令和五年
七月十四日
(金曜日)

目次

内水面漁場管理委員会

- 漁業法による公聴会の開催………
(海区漁業調整委員会事務局) ……
- 内水面におけるニホンウナギの採捕の制限に係る指示………
(同) ……

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項の規程において準用する第六十四条第五項の規定により、十和田湖内水面漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和五年七月十四日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田正隆

- 開催期日及び開催場所
 - 開催期日 令和五年七月二十五日 午後一時三十分
 - 開催場所 十和田市東三番町三の一六 十和田シティホテル「慶雲の間」
- 公述者の範囲
 - 漁業権者
 - 入漁権者

- 漁業権漁業の経営者
 - 漁業協同組合関係者
 - その他利害関係のある者
- 三 漁場計画の内容等
- 公示番号 十内共第一号
- (一) 漁場の位置 青森県十和田市及び秋田県鹿角郡小坂町
- (二) 漁場の区域 十和田湖全面及び奥入瀬川（子ノ口から銚子大滝まで）の区域
- (三) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	ひめます漁業 さくらます（陸封型）漁業 こい漁業 ふな漁業 えび漁業		一月一日から十二月三十一日まで

- 類似漁業権以外の漁業権 十内共第一号
- その他
 - 存続期間 令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
 - 関係地区 青森県十和田市大字奥瀬、沢田及び法量並びに秋田県鹿角郡小坂町

漁業法施行規則（令和二年七月農林水産省令第四十七号）第二十三条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を七月二十一日までに青森県内水面漁場管理委員会に申し出なければならない。

青森県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年七月十四日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

一 採捕の禁止

青森県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体をなす水面において十月一日から翌年五月三十一日までの間はニホンウナギを採捕してはならない。ただし、青森県漁業調整規則（令和二年十一月青森県規則第五十九号。以下「規則」という。）第四条第一項及び第四十八条第一項に基づく知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く。

二 大きさの制限

青森県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体をなす水面において九月一日から同月三十日まで及び翌年六月一日から八月三十一日までの間は、全長四十七センチメートル以下のニホンウナギを採捕してはならない。ただし、規則第四条第一項及び第四十八条第一項に基づく知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く。

三 制限期間

令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭